藤田医科大学居宅介護支援事業所幸田岡崎運営規程

（事業の目的）

第１条　学校法人藤田学園が開設する藤田医科大学居宅介護支援事業所幸田岡崎（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の介護支援専門員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

２　事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

３　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

４　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①　名　称　　藤田医科大学居宅介護支援事業所幸田岡崎

②　所在地　　愛知県額田郡幸田町字坂崎字道坂２７番１

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①　管理者　１名（常勤兼務　主任介護支援専門員を兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

②　介護支援専門員　　１名以上

介護支援専門員等は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、１２月２９日から１月３日までと大学記念日（６月１１日、１０月１０日）を除く。

②　営業時間　午前８時４５分から午後５時までとする。

③　上記の営業日、営業時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第６条　指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

①　利用者の相談を受ける場所　　第３条に規定する事業所等

②　使用する課題分析票の種類　　藤田医科大学地域包括ケア中核センター版アセスメントシート

③　サービス担当者会議の開催場所　　第３条に規定する事業所等

④　介護支援専門員の居宅訪問頻度　　1ヶ月に１回以上

⑤　モニタリングの結果記録　　1ヶ月に１回

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル毎に54円で往復分を徴収する。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、

全域：幸田町、蒲郡市、西尾市（離島を除く）

岡崎市一部地域を訪問（葵町、青木町、赤渋町、曙町、朝日町、淡渕町、安藤町、伊賀新町、伊賀町、池金町、石神町、板田町、板屋町、井田新町、井田西町、井田南町、井田町、市場町、井内町、稲熊町、井ノ口新町、井ノ口町、岩戸町、上地、上地町、魚町、宇頭北町、宇頭町、宇頭東町、宇頭南町、梅園町、江口、生平町、小美町、大西町、大幡町、大平町、大西、岡町、小呂町、鹿勝川町、柿田町、欠町、籠田町、樫山町、片寄町、上青野町、上佐々木町、上里、上衣文町、上三ツ木町、上明大寺町、上六名、上六名町、上和田町、亀井町、鴨田本町、鴨田南町、鴨田町、唐沢町、河原町、北野町、北本郷町、久右ヱ門町、切越町、久後崎町、国正町、暮戸町、桑谷町、康生町、康生通東、康生通西、康生通南、高隆寺町、寿町、小針町、古部町、才栗町、在家町、材木町、栄町、坂左右町、桜井寺町、定国町、島坂町、島町、下青野町、下佐々木町、下衣文町、下三ツ木町、下和田町、十王町、庄司田、正名町、城南町、城北町、昭和町、真宮町、真伝、真伝吉祥、末広町、菅生町、須淵町、大樹寺、大門、高橋町、滝尻町、竜美旭町、竜美大入町、竜美新町、竜美台、竜美中、竜美東、竜美西、竜美南、竜美北、田町、大和町、茅原沢町、筒針町、天白町、伝馬通、土井町、百々町、百々西町、鵜巣町、堂前町、戸崎新町、戸崎元町、戸崎町、富永町、鳥川町、中岡崎町、中島町、中島中町、中島西町、中島東町、中園町、中田町、中之郷町、中町、中村町、新堀町、二軒屋町、西魚町、西大友町、錦町、西中町、西本郷町、根石町、合歓木町、野畑町、能見町、能見通、羽栗町、橋目町、柱、柱曙、柱町、秦梨町、八幡町、鉢地町、八帖南町、八帖北町、八帖町、羽根東町、羽根西、羽根西新町、羽根北町、羽根町、針崎、針崎町、東大友町、東能見町、東本郷町、東牧内町、東明大寺町、日名西町、日名南町、日名北町、日名中町、日名本町、広幡町、吹矢町、福岡町、福桶町、福寿町、藤川荒古、藤川台、藤川町、不吹町、舳越町、蓬莱町、細光町、法性寺町、保母町、洞町、本町通、舞木町、牧平町、牧御堂町、松橋町、松本町、丸山町、美合新町、美合西町、美合町、花崗町、三崎町、緑丘、南明大寺町、蓑川新町、蓑川町、宮地町、明大寺町、明大寺本町、向山町、六名、六名新町、六名東町、六名本町、六名南、六名町、元欠町、本宿茜、本宿台、本宿町、本宿西、元能見町、森越町、門前町、矢作町、薮田、山綱町、祐金町、蓬生町、竜泉寺町、両町、連尺通、六地蔵町、六供町、六供本町、若松町、若松東、若宮町、渡町）

安城市一部地域を訪問（相生町、赤松町、朝日町、石井町、桜町、末広町、錦町、花ノ木町、日の出町、南町、御幸本町、安城町西広畔・広美、大山町一丁目、大山町二丁目、城南町一丁目、城南町二丁目、百石町一丁目、百石町二丁目、三河安城東町一丁目、三河安城東町二丁目、横山町、下菅池、池浦町、今池町、大岡町、北山崎町、昭和町、新田町、神明町、大東町、高木町、西別所町、東別所町、別郷町、弁天町、明治本町、山崎町、篠目町古林、住吉町三丁目、東新町）

豊川市一部地域を訪問（赤坂町、赤坂台、長沢町、萩町）

とする。

（事故発生時の対応）

第８条　介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（苦情・ハラスメント処理）

第９条　事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2　事業者は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　事業者は、自らが居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4　事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１０条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

①　虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

②　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③　その他虐待防止のために必要な措置

2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１１条　居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質の向上を図るため、虐待防止、認知症ケア、プライバシー保護、倫理及び法令遵守、業務継続計画（BCP）、感染症等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成する。

①　採用時研修　採用後3ヶ月以内

②　虐待防止に関する研修　年1回

③　認知症ケアに関する研修　年1回

④　プライバシー保護の取り組みに関する研修　年1回

⑤　倫理及び法令遵守に関する研修　年1回

⑥　業務継続計画（BCP）に関する研修及び訓練　年1回

⑦　感染症に関する研修及び訓練　年1回

2　従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3　従業者であった者が、従業者でなくなった後においても正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

4　事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

5　この規程に定める事項の外､運営に関する重要事項は学校法人藤田学園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（業務継続計画）

第１２条　業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第１３条　感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附　則

この規程は、2020年（令和2年）8月1日から施行する。

この規定は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

この規定は、2021年（令和3年）12月1日から施行する。

この規定は、2022年（令和4年）10月1日から施行する。

この規定は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

この規定は、2023年（令和5年）11月1日から施行する。